

民事・家事裁判手続のIT化に関する論点の補足的な検討

第1 民事執行

1 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）を指定し、また、売却の許可又は不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。
- ② ①において意見陳述期間が指定された場合には、売却の許可又は不許可に関する意見の陳述は、当該期間内に、書面（又はインターネット）を用いてしなければならない。
- ③ ①において意見陳述期間を指定した場合には、当該売却決定の日に、決定書（電子決定書）を作成して、売却の許可又は不許可の決定をすることとし、当該決定に対する執行抗告期間は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却決定の日から起算する。

(注) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民執規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第36条、第37条）と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

(説明)

1 これまでの部会における議論

これまでの会議では、現行法上、売却決定期日を経で行うこととされている売却の許可又は不許可の決定（以下「売却決定」という。）について、意見を陳述するための期間を設けることにより、期日への出頭をせずとも意見を陳述することができるものとするとともに、期日を経ることなく売却決定を行う仕組み（以下、期日を経る売却や配当を行う仕組みを総称して「期日方式」といい、期日を経ることなく売却や配当を行う仕組みを総称して「期間方式」という。）を設けることについて議論されている。これまでの会議では、このような仕組みを設けることに賛成する意見が出され、中間試案においても、このような仕組みを設けることが提案された（その内容は、概ね本文に掲げたのと同様である。）。

ここでは、パブリック・コメントの結果を踏まえた議論も見据え、売却について期間方

式をとった場合に、その具体的な規律の内容として、どのようなものが考えられるかについて検討することを目的としている。なお、売却について期間方式を導入した場合に、現行法における期日方式を維持するかどうかについては、本文(3)において取り上げることとしている。

2 検討

(1) 売却決定の日の指定等

中間試案のとおり、期間方式をとった場合には、現行法において売却決定期日すべきこととされている売却決定は（民執法第69条）、期日外においてすることとなるが、売却決定を行う日を明確にする観点等から、意見陳述期間の指定と併せて、売却決定の日を指定し（本文①）、その日に売却決定をすることとすることが考えられる（本文③）。

(2) 意見陳述の方法等

現行の民執法においては、売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、売却決定期日において、意見を陳述することができることとされている（民執法第70条）。

中間試案においては、期間方式を採る場合には、これに代えて、意見を陳述するための期間（意見陳述期間）を指定することとしていたところ、その期間において、意見陳述をすることを想定していたが、具体的な、陳述の方法については特段の記載をしていなかった。

本文②は、陳述の方法を記載しており、正確性の担保の観点から、利害関係を有する者は、書面を用いて、当該期間内に意見を陳述すべきこととすることが考えられる。なお、この意見陳述は「申述」に当たると考えられるため、このような規律を設ける場合であっても、中間試案第1の1(1)のとおり、インターネットによる申立て等の規律を導入することとすれば、書面の提出に代えて、インターネットを用いて電子データにより意見を陳述することは可能である。

(3) 執行抗告の期間等

現行法においては、執行抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間以内にすべきこととされているが（民執法第10条第2項）、売却決定については、言渡しの時に告知の効力を生ずることとされているため（民執規則第54条）、執行抗告の期間は、売却決定期日において売却決定が言い渡された時から起算すべきこととなる。

期間方式をとり、売却決定を期日外で行うこととした場合には、執行抗告期間の起算時をどのように考えるかが問題となるが、本文③では、中間試案と同様に、売却決定の日から執行抗告期間を起算することとする考え方を提示している。

この考え方は、これまでも議論されたとおり、売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、あらかじめ通知・公告された売却決定の日（後記(4)参照）、売却

決定に係る電子決定書を閲覧するなどしてその内容を確認することにより（この閲覧は、裁判所に出頭せずに、インターネットを通じて行うことができるようになることが想定される。）、売却決定の日から1週間以内に執行抗告を行うことは可能であると考えられるため、執行抗告の機会を保障したものと見えることや、執行抗告期間の起算点が関係者によって区々となるのは相当でないこと等を理由とする。

(4) 意見陳述期間等の通知・公告

現行の民執規則においては、裁判所書記官は、売却決定期日を開く日時及び場所を公告するとともに（民執規則第36条第1項第2号）、差押債権者や債務者、配当要求債権者等に通知することとされている（同規則第37条）。中間試案と同様に、期間方式をとる場合においても、これと同様に、差押債権者等に対し、意見陳述期間及び売却決定の日を公告・通知することとすることが考えられる（注）。

(2) 配当期日を経ない配当

配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定する。
- ② ①において異議申出期間を指定する場合には、民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送付しなければならない。
- ④ ①において異議申出期間を指定した場合には、配当異議の申出は、当該期間内に、書面（又はインターネット）を用いて行わなければならない。

(説明)

1 これまでの部会における議論

これまでの会議では、配当についても、売却と同様に、配当期日を経て行うこととされている現行法の枠組みとは別に、配当異議の申出をするための期間を設けることにより、期日への出頭をせずとも配当異議の申出をすることができるものとするとともに、期日を経ることなく配当を行う仕組みを設けることについて議論されている。

なお、現行法における期日方式を維持するかどうかについても議論がされているが、この点については、売却と同様に、本文(3)において取り上げることとしている。

2 検討

(1) 異議申出期間の指定等

現行の民執法においては、配当表の記載に不服のある債権者又は債務者は、配当異議の申出をすることができるが、当該申出は、配当期日においてすることとされている（民執法第89条第1項）。

中間試案のとおり、期間方式をとる場合には、これに代えて、配当異議の申出をするための期間（異議申出期間）を指定することとし（本文①）、この場合には、債権者又は債務者は当該期間内に配当異議の申出をすべきこととする（本文④）ことが考えられる。

なお、中間試案では、特に記載をしていなかったが、売却の許可又は不許可に関する意見陳述と同様に、この場合における配当異議の申出は、書面により行うこととすることが考えられる（この場合に、インターネットによる申立て等の規律が適用されることも、売却の許可又は不許可に関する意見陳述と同様である。）。

(2) 配当表の作成等

現行の民執法においては、配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、配当期日においてすべきこととされているが（民執法第85条第1項、第5項）、期間方式をとる場合には、指定された期間内に配当異議の申出をする前提として、当該期間に先立ち、配当表の作成等が行われ、その内容が債権者及び債務者に通知されている必要がある。

そこで、中間試案のとおり、期間方式をとる場合には、配当の順位及び額等の決定及び配当表の作成は、異議申出期間に先立ち、期日外で行うこととすることが考えられる（本文②）。

なお、これまでの会議では、期間方式は、配当異議の申出がされる可能性が低いと判断される事案において簡易・迅速な手続を実現する観点から活用されることが想定され、そのような位置付けからすれば、送付で足りるものとすべきであるとの意見もあり、中間試案でも配当表を「送達又は送付」としていた。送達も送付の一種であるため、本文③では、その内容を特に変更する趣旨ではないが、配当表等を債権者及び債務者に「送付」と記載している。

(3) その他

ア 現行法では、配当の順位及び額についての債権者間の合意は配当期日で行われる（民執法第85条第1項ただし書）。期間方式をとる場合にも、そのような合意をすることを認めるのであれば、当該合意は期日外で行うことができるとし、その合意をした旨を裁判所に届け出なければならないものとする事が考えられる。

なお、そのような合意及び届出は、配当表の作成までに行われることが想定されるが、配当異議事由になると解することを前提に、配当表作成後にもその合意を認める

といったことも考えられる。

イ また、現行法では、執行裁判所は、必要がある場合には、配当期日において、出頭した債権者及び債務者を審尋し、即時に取り調べることのできる書証の取調べをすることができるとの規定が置かれている（民執法第85条第4項）。期間方式をとる場合には、特段の規定を置かない場合には、民事執行の一般則（例えば、同法第5条など）が適用されることになると解される。

ウ 現行法では、配当期日において配当異議の申出をした者は配当異議の訴え等を提起しなければならない（民執法第90条第1項及び第5項）、配当期日から一週間以内に、執行裁判所に対し、当該訴えを提起したことの証明等をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなされる（同条第6項）。期間方式をとる場合における上記一週間の起算日については、異議申出期間の満了の日とすることが考えられる。

エ そのほか、現行法においては、配当期日において配当表が作成され、配当異議の申出も当該期日において行うこととされているが、実務上は、配当表を作成する前に、配当表の原案を作成し、債権者や債務者が配当期日の数日前にこれを確認する機会を設けるとともに、配当期日においてその原案に対する意見を聴く機会を設けることもあるとされる。期間方式をとる場合には、異議申出期間の指定に先立って配当表を作成するものとするのが想定されるため（本文②）、実務上、配当表の原案についてのやり取りが必要となる場合には、その前にこれを実施する必要がある（なお、現行の民執規則においては、配当期日が定められたときは、計算書の提出を催告することとされているが（民執規則第60条）、期間方式をとる場合には、これも、配当表の作成に先立ち行うものとする必要がある。）。

(3) 期日方式の廃止

売却決定期日を経て売却の許可又は不許可を行う仕組み及び配当期日を経て配当を実施する仕組みを廃止し、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 これまでの部会における議論

これまでの会議では、売却及び配当について期間方式を導入することとした場合に、現行法における期日方式を廃止すべきであるとの意見も出された一方で、配当期日において審尋を行うことや、債権者間で合意を成立させて配当の順位とか額を変更することも可能であるため、そのような制度が現実に利用されているのであれば、期日方式を維持する必要があるのではないかとの意見も出された。

これらの議論を踏まえ、中間試案では、期日方式を廃止し、期間方式のみとする考え方

が（後注）として記載された。

2 検討

(1) 参考となる制度

破産法においては、破産管財人による認否並びに破産債権者及び破産者による異議は、原則として、指定された期間内に書面により行うこととされているが（同法第116条第1項）、必要があると認めるときは、期日（債権調査期日）において行わせることも可能とされている（同条第2項）。

同じく期間方式を導入した再生手続（民再法第100条）や更生手続（会社更生法第145条）と異なり、期日方式をも維持することとされたのは、破産手続においては、事案によっては破産管財人の認否に時間がかかることもあり、期日の続行によりこのような事態に柔軟に対応することが可能な期日方式をとる必要がある事案もあると考えられたためであるとされる。

配当及び売却について期日方式を維持することとするかどうかについても、期間方式を導入した場合において、なお期日方式をとる必要がある事案が想定されるかという観点から検討すべきものと思われる。

(2) 検討

ア 配当について

前記のとおり、現行法下においては、実務上、配当表を作成する前に、配当表の原案を作成し、債権者や債務者が配当期日の数日前にこれを確認する機会を設けるとともに、配当期日においてその原案に対する意見を聴く機会を設けることもあるとされる。また、執行裁判所は、必要がある場合には、配当期日において即時に取り調べることのできる書証の取調べ等を行うことも可能である（民執法第85条第4項）。

期間方式を導入することとした場合であっても、配当の順位等に争いがあることが見込まれる事案や債権者が多数に及ぶ事案など、配当表を作成する前に、その原案を示して意見を聴取したり、書証の取調べを行ったりした上で配当表を作成するニーズがある事案が想定されるのであれば、そのような事案に対応するために、期日方式を維持する必要があるとも思われる。

イ 売却について

上記アに対し、売却については、期間方式の下で、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述し、又は売却決定の内容等を了知し、執行抗告を行う機会が十分に確保されている限り、期間方式とは別に期日方式を維持する必要はないとも思われ、そのように考える場合には、配当と売却を区別し、売却については、期日方式を廃止し、期間方式のみとすることも考えられるように思われる。

2 配当等の額の供託

民執法第91条第1項に基づき配当等の額に相当する金銭の供託（以下「配当留保供託」という。）がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 配当留保供託に係る債権者は、供託事由が消滅したときは、直ちに、その旨を裁判所に届け出なければならない。
- ② 裁判所は、配当留保供託がされた日から①の届出がされることなく2年を経過したときは、その供託に係る債権者に対し、①の届出又は供託の事由が消滅していない旨の届出をするよう催告しなければならない。
- ③ ②による催告を受けた債権者が、催告を受けた日から2週間以内に届出をしないときは、裁判所は、その債権者を除外して配当等を実施する旨の決定をすることができる。
- ④ ③の決定は、③の債権者が当該決定の告知を受けた日から1週間が経過した日にその効力を生ずる。ただし、③の債権者がその日までに②の届出をしたときは、この限りでない。

(説明)

1 これまでの部会における議論

これまでの会議では、いわゆる配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままになっている事案があり、このような事態を解消するための方策を検討すべきであるとの意見があった。

また、その具体的な方策としては、配当留保供託がされた事案について、一定期間が経過したときに、裁判所から債権者に対して供託事由が消滅したかどうかを届け出るように催告し、届出をしない場合には消滅したものとみなすというような規律を設ける考え方が示された。

2 検討

(1) 本文では、これまでの会議において出された意見を踏まえ、具体的な規律の内容を検討している。

具体的には、配当留保供託がされた場合には、その供託に係る債権者は、供託事由が消滅した場合にはその旨を裁判所に届け出るべきものとした上で（本文①）、その届出がないまま2年が経過した場合には、裁判所は、当該債権者に対して、供託事由が消滅した場合にはその旨の届出を、消滅していない場合にはその旨の届出をするよう催告し

(本文②)、催告を受けた債権者が何らの届出をしない場合には、その債権者を除外して(例えば、停止条件付き債権を有する債権者(民執法第91条第1項第1号)については、当該条件が成就せずに、債権がないものと同様に取り扱って)配当等を実施する旨の決定をすることとしている(本文③)。

また、この決定は債権者にとって重大な効果をもたらすものであるため、告知から1週間の経過により効力を生ずるものとし、効力発生までの間に債権者が届出をした場合には、効力発生を阻止することができることとしている(本文④)。

(2) 以上は、令和元年の民執法の改正により導入された、差押命令の取消しの制度(民執法第155条第4項以下)を参考としている。この制度は、差押命令がされたにもかかわらず、取立ての完了の届出や申立ての取下げがされずに放置されている事案があるとの指摘があったことを踏まえて導入されたものであり、本件の論点と類似する背景を有するものである。

もっとも、差押命令が発せられた場合には、当該差押命令に係る債権者は自ら債権執行の申立てをした者であるのに対し、配当留保供託に係る債権者は、必ずしも自らの意思で執行の手続に入った者ではない。そのため、期間の経過により当然に届出義務を負うこととはせず(民執法第155条第5項参照)、慎重を期し、裁判所の催告を要することとすることが考えられる(本文②)。

また、本文②においては、差し当たり、差押命令の取消しの制度を参考として、催告までの期間を配当留保供託から2年とした上で、催告を受けた債権者が届出をすべき期間を2週間とする案を提示している。

第2 破産手続

1 破産管財人による債権届出(申出)の受領等

破産手続において、破産管財人が債権届出(申出)の受領等に関する事務を取り扱うことができるとの制度を設けることとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 破産管財人は、破産手続の円滑な進行を図るため必要があるときは、裁判所の許可を得て、債権届出(申出)の受領等に関する事務を取り扱うことができる。
- ② 破産管財人は、①の許可を得たときは、知れている破産債権者に対し、当該破産管財人が債権届出(申出)の受領等に関する事務を取り扱う旨を通知しなければならない。
- ③ 破産管財人が①の許可を得たときは、破産債権者は、(債権届出期間内に、)最高裁判所規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法により債権届出により届け出るべき事項を当該破産管財人に対して届け出る(申

し出る) ことができる。

- ④ 破産管財人は、債権届出期間の末日から二週間以内に、③により破産債権者から届出(申出)があった事項について届出を作成し、裁判所に提出しなければならない。
- ⑤ ④により破産管財人から届出が提出されたときは、当該届出に記載され、又は記録されている破産債権【、別除権又は準別除権】については、債権届出期間の末日(当該末日よりも前に当該届出が提出された場合にあつては、当該提出の日)に、債権届出の提出があったものとみなす。

(説明)

1 これまでの部会における議論

破産手続に参加しようとする破産債権者は、債権届出期間内に、法定の事項を裁判所に届け出なければならないとされている(破産法第111条第1項)が、これまでの部会では、破産債権者が多数に上るような事案において、破産管財人による破産債権の認否の便宜を図り、手続をより円滑なものとする観点から、破産管財人を債権届出の提出先とすることを認める制度を設けることに賛成する意見が出され、中間試案第3の1(3)甲案においても、このような制度を設けるとの案が提案されている。

ここでは、仮に、中間試案第3の1(3)甲案をとった場合に、あり得る仕組みとして、破産管財人を債権届出の提出先とする制度について検討することを目的としている(甲案をとる場合に、別の仕組みとして考えられるものについては、下記2で検討している)。

なお、中間試案第3の1(3)乙案にあるとおり、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、新たな制度を設けることに慎重な意見があり、最終的に制度を設けるかどうかは、パブリック・コメントの手続の結果を踏まえて、検討する必要がある。

2 具体的な規律の内容の検討

(1) 制度の趣旨及び概要(本文①)

本文①は、大量の債権届出が提出されることが見込まれるなど破産手続の円滑な進行を図るため必要であることを要件として、破産管財人は、裁判所の許可を得て、債権届出(申出)の受領等に関する事務を取り扱うことができるものとすることを提案している。

なお、本文の制度は、飽くまで、破産管財人に債権届出(申出)の受領等の事務の取扱いを認めるものにすぎず、破産管財人が債権届出の受領事務を取り扱う場合であっても、破産債権者において、債権届出を直接裁判所に提出することができることを前提としている。

また、これまでは、債権届出を破産管財人が受け取るかどうかの観点から検討がされ

てきたが、他方で、破産管財人が受け取るものが法的に債権届出であるのかなどは今後の整理が必要であるため、ここでは、差し当たり「債権届出（申出）」などと表現している。

(2) 破産管財人による通知（本文②）

破産管財人が、債権届出（申出）の受領に関する事務を取り扱うことにつき裁判所の許可を得たとしても、同許可について認識していない破産債権者が、破産管財人に対して債権届出（申出）を提出することは考え難い。

そこで、本文②は、その許可の存在を破産債権者に認識させて、破産債権者から破産管財人に対して債権届出（申出）をすることを促すことを目的として、破産管財人が、知れている破産債権者に対し、当該破産管財人が債権届出（申出）の受領等に関する事務を取り扱うことを通知しなければならないものとしている。

なお、本文②は、知れている破産債権者に対して、破産債権者が破産管財人に債権届出（申出）することができることを知らせるためのものにすぎず、当該通知を受けていない破産債権者が破産管財人に対して債権届出（申出）をすることを否定するものではない。

(3) 破産管財人による債権届出の受領及び提出（本文③～⑤）

ア 本文の制度は、破産管財人が、債権届出（申出）の受領等に関する事務を取り扱うことにつき裁判所から許可を受けた場合には、破産債権者は、破産債権の内容等につき、破産管財人に対して届け出る（申し出る）ことができることを内容とするものである（本文③。なお、本文の制度は、破産債権者は、債権届出期間内に限り、破産管財人に対し、債権届出により届け出る事項の届出（申出）をすることができることを想定している。）。

もともと、破産債権の届出は、破産手続等に参加するという手続上の効力に加えて、破産債権に係る時効の完成猶予（民法第147条第1項第4号）の効力を有するものであるところ、破産管財人が裁判所とは別個の手続機関であることを踏まえると、破産管財人に対する債権届出（申出）の提出をもって、債権届出が裁判所に提出されたものと同視し、これらの法律上の効果を認めることはできないのではないかと考えられる。また、これらの法律上の効果の問題とは別に、破産管財人において、債権届出の受領時点を適切に管理し、証明することができるのかという問題があることについての指摘も考えられる。

そこで、本文の制度は、破産管財人は、破産債権者から受領した届出（申出）事項について（別途）届出を作成し、裁判所に提出しなければならないものとし、破産管財人が裁判所に債権届出を提出してはじめて、債権届出の提出の効力が生じるものとしている（本文④、⑤）。

イ 破産管財人が裁判所に債権届出を提出してはじめて、債権届出の提出の効力が生ず

るものとする、破産管財人が、一定の時期までに、破産債権者から受領した届出（申出）事項について（別途）届出を作成し、裁判所に提出しなければならないものとする必要があるところ、具体的に、提出時期を定めるのが問題となる。

債権届出期間の末日に受領した届出（申出）事項についても、同日までに裁判所に届出を提出しなければならないとするのは、破産管財人に困難を強いることとなるとも思われ、他方で、基本的には、速やかに、これを提出することが望ましいので、破産管財人は、債権届出期間の末日までの間、債権届出（申出）の受領に関する事務を取り扱うものの、債権届出期間の末日までに受領した届出（申出）事項につき、債権届出期間の末日から後の一定の時期（例えば2週間後）までの間に、裁判所に届出を提出すれば足りるものとするのが考えられる。なお、この期間については、不変期間ではないと整理し、その期間の伸長を認めることも考えられる（破産法第13条、民訴法第96条第1項参照）。

破産管財人が債権届出期間の経過後に裁判所に債権届出を提出した場合に、その債権届出の効力が生ずる時期が問題となるが、破産管財人に対する届出（申出）は遅くとも債権届出期間の経過後であるし、債権届出期間の末日までに届出の効力を生じさせないと破産債権者に手続上の不利益を生じるおそれがあることを踏まえ、破産管財人が、債権届出期間の経過後に、裁判所に対して、債権届出を提出した場合には、その債権届出は債権届出期間の末日に提出されたものとみなすことが考えられる。

(4) 理論的な検討

提案の制度につき、理論的にどのように考えるかであるが、破産管財人が、破産債権者からの届出（申出）を受け、破産債権者に代わって裁判所に届出事項を届け出ているという点を踏まえると、破産管財人による裁判所への届出の提出は、債権届出という行為の代理又は債権届出の提出の代行であるとも考えられる。

もっとも、破産管財人は、破産者の提起した訴訟を受継する（破産法第44条第2項）など、破産者の法的地位を受け継ぐ立場に立つ一面を有し、また、破産債権者全体の利益を確保するために否認権を行使するなど、破産債権者の利益を代表する面も有することから、破産管財人が、上記のような、個別の破産債権者の代理等を行うことが、破産管財人の法的地位や職務と整合することになるのが問題となる（ただし、現行法においても、破産管財人において、届出をした破産債権者の代理権限が認められる場合もある。破産法第247条第2項参照）。

(5) その他の問題

本文の制度を設けるに当たっては、破産管財人が受領した届出（申出）事項につき、提出期限までに裁判所に届出を提出しなかった場合に、破産管財人がどのような責任を負い、破産債権者においてどのような救済があり得るのかという点が問題となるが、善管注意義務違反の問題として整理することも考えられる（破産法第85条）。

また、本文の制度を設ける場合には、破産管財人において、別除権者又は準別除権者による届出（破産法第111条第2項、第3項）や名義変更の届出（同法第113条）についても、同様に、受領等を認めることが考えられる。

2 破産債権者による債権届出の提出の省略

破産手続において、知っている破産債権については、破産債権者による債権届出の提出の省略を可能とする制度を設けることとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 破産管財人は、破産手続の円滑な進行を図るため必要があるときは、債権届出期間内に、裁判所の許可を得て、知っている破産債権について、届出事項を記載した特定債権者表を作成し、裁判所に提出することができる。
- ② 破産管財人は、①の特定債権者表を提出したときは、直ちに、当該特定債権者表に記載された破産債権者に対し、特定債権者表に記載された事項のうち当該破産債権者の有する破産債権に係る事項を通知しなければならない。
- ③ 破産管財人が①の特定債権者表を提出したときは、当該特定債権者表に記載されている破産債権（破産債権者が債権届出期限内に自ら届出をしたものを除く。）については、当該特定債権者表が提出された時に届出があったものとみなす。

(説明)

1 これまでの部会における議論

ここでは、仮に、中間試案第3の1(3)甲案をとった場合にあり得る仕組みとして、他の制度を参考に、一定の場合に、破産管財人において知っている破産債権につき、破産債権者から債権届出がなくとも、債権届出があったものとみなす制度について検討するものである。

なお、この制度は、前記1の破産管財人による債権届出の受領事務の取扱いの制度と矛盾するものではなく、両立するものであると考えられる。そのため、その双方を置くことも考えられるし、一方のみとすることも考えられる（いずれにしても、中間試案第3の1(3)乙案にあるとおり、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、新たな制度を設けることに慎重な意見があり、最終的に制度を設けるかどうかは、パブリック・コメントの手続の結果を踏まえて、検討する必要がある。）。

2 具体的な規律の内容の検討

(1) 制度の趣旨及び概要

裁判所は、破産手続開始決定をした場合には、知っている破産債権者に対して、破産手続開始決定等に係る事項を通知することとされており（同法第32条第3項）、同通知とともに、知っている破産債権に係る事項を通知し、通知を受けた破産債権者において当該破産債権に係る事項に異論がない場合には、別途、債権届出をしなくとも、債権届出があったものと扱うこととし、破産債権者の債権届出の負担を軽減するといったことも考えられる（なお、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、破産管財人に通知の事務を取り扱わせることができる（破産規則第7条））。

そこで、本文の制度は、破産管財人が、裁判所の許可を得て、知っている破産債権について記載した特定債権者表を作成し、裁判所に提出することができるものとし、その後、当該特定債権者表に記載された債権者から別途債権届出がされない場合には、当該特定債権者表が裁判所に提出された時点で、当該特定債権者表に記載されている破産債権につき、債権届出があったものとみなす制度を設けることを検討している。

もっとも、本文の制度を設けるに当たっては、例えば、破産管財人が特定債権者表を作成するに当たり、知っている破産債権者の記載を脱漏した場合などに破産管財人がどういった責任を負うのか、あるいは負わないのかなどについてどのように考えるかなどの問題がある。

(2) 他の制度等

例えば、小規模個人再生においては、再生債務者が再生手続開始の申立ての際に提出した債権者一覧表に記載されている再生債権者については、債権者一覧表に記載されている再生債権につき、債権届出期間内に裁判所に当該再生債権の届出又は当該再生債権を有しない旨の届出をした場合を除き、当該債権届出期間の初日に、債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなされるものとされている（民事再生法第221条第3項及び第225条）。また、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律では、金融機関等の更生手続において、預金保険機構が作成し、裁判所に提出した預金者表に記載された預金等債権については、別途、預金者等が債権届出をした場合を除き、債権届出があったものとみなす制度が設けられている（同法第393条等）。

本文は、これらの制度を参考に、破産管財人において、知っている破産債権者についてまとめた特定債権者表を作成し、裁判所に提出することにより、当該特定債権者表に記載された破産債権については、その内容で債権届出があったものとみなす制度の創設を提案するものである。

なお、再生手続には、再生債務者等による債権の自認制度（自認債権の制度）がある（後記第3の1の（説明）参照）が、本文2は、債権届出があるとみなされるものであり、この自認債権の制度とは異なるものである（詳しい説明は、第3の1（説明）参照）。

第3 再生手続

1 管財人

再生手続において、管財人につき第2の1と同様の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

これまでの部会では、破産手続における「破産管財人と債権届出」の議論との関係で、再生手続においても、管財人が債権届出に関する事務を取り扱うことについての議論があった。そのため、この点について、同様に検討することを提案している。

なお、再生手続においても第2の2と同様の規律を設けることが問題となり得るが、再生手続においては、再生債務者等（管財人を含む。）は、届出がされていない再生債権があることを知っている場合には、当該再生債権について、自認する内容等を認否書に記載しなければならないものとされており（民再法第101条第3項）、再生債務者等によって自認された債権は、届出がされた債権と同様に、調査や確定手続の対象となり、再生計画に基づく弁済を受けることができるものとされている。この自認債権の制度は、債権届出があったものとみなすものではなく、自認された債権の債権者は、再生計画案の決議における議決権（民再法第87条第1項）や、再生債権の内容等についての異議権（民再法第102条第1項等）等を行行使することはできないという点で、第2の2とは異なるが、両者には共通する点も多く、両者を両立させるかどうか問題となるため、本文においては記載していない。

2 再生債務者

再生手続において、再生債務者につき第2の1と同様の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

これまでの部会では、再生債務者代理人が債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の実例があり、再生手続の円滑な進行に役立っているとの紹介もあった。そのため、再生債務者について同様に検討することについて提案している。

もっとも、再生債務者は、管財人とは異なるものであるため、同様に議論することが可能であるのかについては、議論があるところであり、仮に、管財人につき新たな制度を設けるとしても、再生債務者については、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、新たな法制度を設けることについては、慎重に検討する必要があるとも考えられる。

なお、第2の2の制度につき記載をしていないのは、前記1の（説明）のとおりである。

第4 更生手続

更生手続において、管財人につき、第2の1と同様の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

更生手続における管財人についても、破産手続における破産管財人と同様に、債権届出の受領に関する事務を取り扱う制度を設けることが考えられる。そこで、更生手続の管財人につき、第2の1と同様の規律を設けることについて、検討することを提案している。

なお、更生手続においては、届出期間内に届出があった更生債権等につき、管財人が認否をすることとされており（会社更生法第146条）、更生会社が認否をすることとはされていないことから、本文では、第3の2とは異なり、更生会社において第2の1と同様の規律を設けることについては記載していない。

また、更生手続においても、第2の2と同様の規律を設けることを検討するとの指摘も考えられるが、更生手続においては、再生手続とは異なり、管財人による自認債権の制度を設けていないことからすると、更生手続に第2の2と同様の規律を設けることについては慎重である必要があると思われ、ここでは、その検討を提案していない。